

平成28年度 地域保健総合推進事業

「ソーシャルキャピタルを活用した地域保健対策の推進について～事例集及び事例から明らかになったソーシャルキャピタルを活用した地域保健対策推進のための施策の方向性と実践のヒント～」の概要について（H29年6月 国立保健医療科学院 次長 曾根智史他）

背景

○「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正（H24年7月31日厚生労働省告示第464号）：ソーシャルキャピタル（※）を活用した自助及び共助の支援を推進することを明記

○「地域における保健師の保健活動に関する指針」の改正（平成25年4月19日付け 健発0419第1号）：地域保健対策の推進に当たって、地域のソーシャルキャピタル（※）を活用し、住民による自助及び共助への支援を推進することを明記

（※）… 地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等

報告書の概要

事業の概要

○ソーシャルキャピタルの醸成・活用に関する活動を行っている実践者18名からヒアリング（地域住民、NPO法人、コミュニティビジネス、行政等）を踏まえ、事例を提示するとともにソーシャルキャピタルを活用した地域保健対策の推進のための具体的なヒント等をまとめた。

結果1

従来の「住民参加型の健康なまちづくり」から「ソーシャルキャピタルを活用したまちづくりの結果としての健康増進」という「新段階」へ移行しつつある。

「新段階の特徴」

○健康行政部門以外の組織が主導

○NPOやコミュニティビジネス等のより多様なステークホルダーの関与

○健康に特化しない「まちづくり」の結果としての健康増進

結果2：健康行政部門に求められる役割

- 健康行政部門における「新しい役割」を担える人材育成
 - ・健康づくり活動のために自らが前面にでる役割から、多様なステークホルダーに活躍してもらいながら健康増進を実現する連携能力、ファシリテーション力、プロデュース力をもった人材を育成する
- 政策・事業・実践による健康への効果評価の実施
 - ・まちづくりによる健康増進効果を検証できる研究者等の育成や評価研究手法の開発、評価の仕組みを事業内に組み込む

結果3：ソーシャルキャピタル醸成における行政担当者の役割

- 1) 庁内におけるソーシャルキャピタルについてのコンセンサスの形成
ソーシャルキャピタルの醸成・活用は様々な地域課題の解決につながることから、優先的に取り組むべきものであるとのコンセンサスを形成する
- 2) 地域における住民組織・団体による協働のプラットフォームづくり
様々な主体が「まちづくり」の視点で協働できるよう、地区ごとにプラットフォームを構築する
- 3) エンパワメントのプロセスを踏まえた住民組織・団体への支援
 - ①地域の健康実態や健康資源についての情報提供
 - ②活動の目的や内容について話し合う機会の確保
 - ③活動の発表や交流の機会の提供
 - ④成果の見える化など、活動の成果を実感できるための支援
 - ⑤健康増進計画等、保健福祉計画の策定・推進への参画

各地域の特性や実情に合わせた仕掛けや取り組みが必要

仕掛けや
取り組みのヒント

- ソーシャルキャピタルを醸成する過程において、その集団に内発的動機が存在するかどうかを見極める
- 地域の課題を見える化し、ステークホルダーと課題を共有する
- 身近に存在する資源に気づき、最大限活用する
- 地域に集う場をつくる
- 楽しく人の役に立つ喜びが生まれる活動とする
- 簡単にできそうな活動から取り組む
- 組織が活動するための資金調達の方法を検討する
- ソーシャルキャピタルの醸成には時間を要することを認識する
- 行政と連携する／組織の活動状況や行政への要望を踏まえて行政として適切に関与する
- ソーシャルキャピタルの醸成・活用のための担い手を育成する
- 既存のコミュニティの枠の外にいる人を巻き込むことで地域全体に活動を広げる
- ソーシャルキャピタルを活用した結果としての健康増進を進め、その効果を評価し、その情報を発信する